

シリーズ

# 知って納得！ 地域自治区

第11回

## 13区の「地域協議会だより」の紹介

このシリーズでは、地域自治区制度について、より多くの市民の皆さんから知っていただくため、毎回テーマを絞って紹介しています。

■問い合わせ…自治・地域振興課（内線1449、1547）

### 13区の地域協議会だより に見られる工夫の例

#### ■審議の経過と内容の紹介

- 会議の開催状況や審議内容の紹介
- 自主的に審議した事項の意見書、回答の紹介
- 市長から諮問された事項や、市からの説明、審議で出された意見、答申・附帯意見の紹介
- その他の活動紹介（視察、研修、交流会）
- 審議の内容をわかりやすくするための解説や委員独自の考察

#### ■市政のうごきの紹介

- 市からの説明・報告事項の紹介
- 区の主要事業の紹介、市事業の紹介

#### ■顔の見える広報づくり

- 顔写真やメッセージ入りで委員紹介
- 会長からの協議会運営方針の提示

#### ■双方向での紙面づくり

- 住民の皆さんへのよびかけ
- 住民の皆さんからの審議案件などについての意見や感想

- 会議の開催予定や傍聴の案内
- 意見を寄せてもらうための委員の連絡先の紹介



▲「地域協議会だより」の一例

各区の地域協議会だよりは市のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



このように地域協議会だよりは、各区の地域の課題や、地域協議会での活動内容に対する情報共有を進める役割だけでなく、それぞれの地域で、住民の皆さん自らの手によるまちづくりの機運を高める役割も担っています。

今回は、13区の地域協議会が、それぞれの活動状況をお知らせするために発行している「地域協議会だより」について紹介します。

地域協議会だよりは、各区の地域協議会の審議の内容や活動の様子を住民の皆さんにお知らせするための広報紙です。13区では平成18年度からそれぞれの区の各世帯に配布しています。

#### ■各区独自の紙面づくり

地域協議会だよりの執筆・編集は、総合事務所の協力の下、地域協議会委員自らがを行っています。

発行時期は、地域協議会の

審議の結果がまとまってから発行するところと、小まめに経過をお伝えするところがあり、各区によって異なっています。平成20年度では、1年間に1回から5回発行しています。

紙面は、各地域協議会それぞれに個性的なものとなっており、内容や情報の伝え方も様々な工夫が見られます（ページ左側「13区の地域協議会だより」に見られる工夫の例」枠内参照）。

#### ■地域協議会だよりの特徴

- ①話し合いの結果だけでなく「経過」も伝える広報  
地域協議会だよりでは、審議の内容やその結果に加え、話し合いの経過も丁寧にお伝えするための工夫をしています。

委員一人一人の考え方の紹介や、会議の審議経過の時系列での紹介、取り扱っているテーマの補足解説や資料の掲載など、審議テーマや状況に応じた構成となっています。

また、紙面で住民の皆さんからの意見を募ったり、お寄せいただいた声を紹介してい

るところもあります。

さらには、過去に審議を行い、市長に対して意見書を出した案件についても、その後の対応や経過などについて委員独自の視点や評価も加えながらお伝えしています。

- ②住民の皆さんの手によるまちづくりにつながる広報

現在、各区で発行している地域協議会だよりは、審議の内容などの事実をお伝えするだけでなく、各地域協議会委員から、住民の皆さんに対するこれからのまちづくりに向けたメッセージも込められたものとなっています。